

バランスの良い献立等を提案し、 消費者の食生活をサポートしたいと お考えの皆様の取組を支援します

～「食材提供の場を活用した食育実践活動事業」のご紹介です～

お客さんのニーズを把握して、
食事バランスに配慮した惣菜
を取り入れたい。

お客さんが調理しやすい形で
野菜などの食材を提供したい。



食生活が大事な
のはわかるけど、
どうしたらよいのか
わからない。



旬の食材を使ったおいしい
献立を提案したい。



**食材提供の場を活用して
流通事業者が行う食の健全化に向けた実践的取組を
支援します！**

詳細については、農林水産省消費・安全局消費者情報官(☎03-3502-5723)に御相談
ください。

食材提供の場を活用して 流通事業者が行う以下の取組を支援します！

① 店舗利用者の食生活の実態調査

調査結果をもとに地域の食生活
実態と課題をとりまとめて店舗利
用者に提示



② 店舗等での食生活改善に向けた取組

調査結果を踏まえて、実践を促す
取組を店舗等で実施



③ 取組による食生活改善効果の検証

店舗利用者の食生活の実態と意識を再調査

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

<事業の流れ>

事業の公募

事業の採択

申請書の提出

事業開始

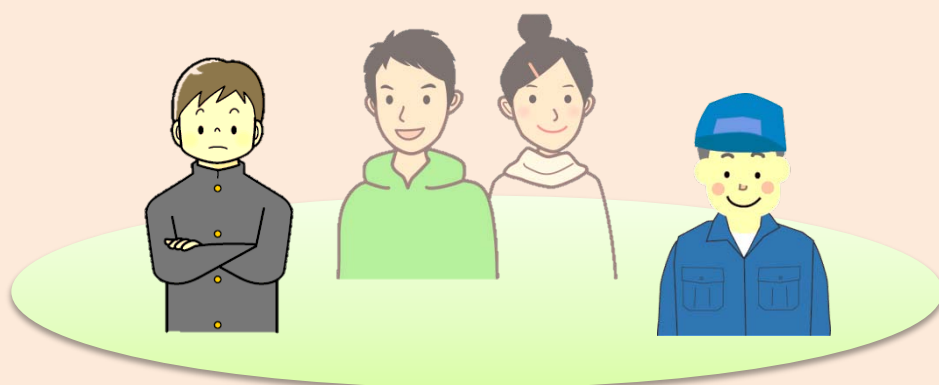
農業を始めたい皆さんを 応援します！

～「新規就農・経営継承総合支援事業」のご紹介です～

農業にぜひ
チャレンジしたい！
でもどうやって始めたら
いいんだろう。

実家の農業経営を
引き継ぎたいな。

農業法人で働いて
みたい！



**就農の準備段階から就農初期段階まで、
農業を始める方々を総合的にサポートします**

詳細については、農林水産省経営局就農・女性課(☎03-3502-6469)に御相談ください。

青年就農給付金

準備型

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、原則45歳未満で就農する方に対し、**研修中に給付金を給付**します。

**[給付額] 150万円／年
(最長2年間)**



経営開始型

市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方(見込みも可)で、原則45歳未満で独立・自営就農する方に対し、**農業を始めて間もない時期に給付金を給付**します。

※ 親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象となります。

**[給付額] 150万円／年
(最長5年間)**

農の雇用事業

※農業法人等への支援

○ 雇用就農者育成タイプ

農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。

○ 次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員や後継者を、次世代の経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します。



[助成額] 最大120万円／年／人(最長2年間)

農地の集積を進めようとする 皆様を支援します

～「担い手への農地集積推進事業」のご紹介です～

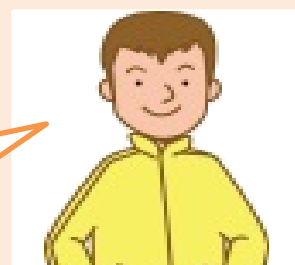


米から野菜に転換するから
今までより規模を縮小しよう



もうリタイアするから
地域の担い手に農地を託そう

規模を拡大したいけど、近くに農地はあるかな



農地の集積のため、受け手と出し手の双方を支援します

詳細については、農林水産省経営局農地政策課(☎03-6744-2151)に御相談ください。

農地の集積を進めようとする皆様を支援します

(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定又は農作業委託）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積]	[交付単価]（※1）
0.5ha以下	： 30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	： 50万円／戸
2.0ha超	： 70万円／戸

※1：市町村への交付単価です。

[交付対象者]

「人・農地プラン」の中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門を減少させ経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

② 分散錯圖解消協力金

[交付単価]（※1）

5千円／10a

[交付対象者]

「人・農地プラン」の中心経営体の農地の連担化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

➤ 交付対象者は、販売農家で、農地利用集積円滑化団体等へ10年以上の白紙委任（※2）が必要。

➤ 25年度からは、樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承も交付対象。

※2：あらかじめ受け手を誰にするかの希望を農地利用集積円滑化団体等に伝えても白紙委任となります。

(2) 受け手に対する支援（規模拡大交付金）

安定した土地利用の確保を支援します。

（「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。）

規模拡大交付金

[交付単価] 2万円／10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化事業等により、面的集積して経営規模を拡大する農業者

なお、「人・農地プラン」で定められた農地の集積範囲内で利用権設定等がされる場合は、面的集積要件（連担化要件）が緩和されます。（集積範囲が定められていない場合は、通常の要件が適用。）

➤ 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

農地利用状況の調査



遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

皆様の地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか

〔事業名：人・農地問題解決推進事業〕

- 全国では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、**5年後、10年後の展望**が描けない集落・地域が増えています。皆様の集落・地域ではいかがでしょうか？
- 皆様の集落・地域でも「**人と農地の問題**」があるなら、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めていくのか、中心となる経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするのか、**真剣に考えていただきたい**と思います。
- 農林水産省では、このような「人・農地プラン」を作成した地域に対して、**新規就農や農地集積を推進するための支援を集中的に実施**しています。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。

25年度からは、地域での合意形成・実行を進める「**地域連携推進員**」（普及組織OB等）の活動を支援します。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく御家族の方も積極的に参加しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）
- ◎ 経営体育成支援事業（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方）

といった支援を受けることができます。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始める必要があります。

※ 25年度からは、農地集積協力金について、土地利用型作物に加え、**樹園地、野菜畑など（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を交付対象に追加**します。

3 人・農地プランは、定期的に、または随時に、見直しましょう。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、**2**のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

お問い合わせ・御相談は、お気軽に **0120-38-3786** までお電話ください。

（※ 最寄りの地方農政局、地域センター、農業再生協議会（市町村、JA等）にも、お気軽に御相談ください。）

